

かごしま「働き方改革」推進企業 認定制度のご案内

働き方改革に取り組む県内企業等を認定しています！

対象

県内に本社又は事業所がある法人，個人事業主
認定のメリット

県のホームページで認定企業の働き方改革に関する取組等を紹介

県中小企業融資制度を利用する場合の信用保証料率の引下げ

県主催の合同企業説明会等への優先参加

「かごしま『働き方改革』推進企業」又は「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」の呼称の使用

働き方改革推進に資する県の取組や国の助成金等の情報の提供



認定要件・共通事項

- ☒ 代表者が「イクボス」宣言を行っていること
- ☒ かごしま子育て応援企業に登録していること
- ☒ 次に掲げる項目について、認定基準を満たす取組を実施していること

必須

ア 社内の意識向上

必須

イ 長時間労働の縮減の促進

選択 (1つ 以上)

ウ 休暇の取得促進(休みやすい環境整備)

エ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

選択 (2つ 以上)

オ 非正規雇用社員の処遇改善

カ 業務改善による生産性の向上

キ 女性の活躍推進

ク 若手社員の活躍推進

ケ 治療と仕事の両立支援・健康支援(健康経営)

コ 育児と仕事の両立促進

サ 介護と仕事の両立促進

シ 障害者の活躍推進

ス 高齢者(65歳以上)の活躍推進

- ☒ 企業の概要や働き方改革の取組内容を、県において公表することに同意
- ☒ 法令を遵守し、過去3年間に於いて、法令に違反する重大な事実がない

認定要件・「プラス共働き・共育て」

選択(2つ以上)のうち、「コ 育児と仕事の両立促進」を除く1つ以上と以下の項目

必須

◆ 仕事と育児の両立支援

◆ 男性の育児休業取得促進

◆ 育児中のキャリア形成

問合せ・申請

問合せは以下まで。認定申請書等は県ホームページからダウンロードし、電子メール、郵送により申請してください。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課労政係
電話:099-286-3017

E-mail:r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

かごしま「働き方改革」推進企業認定

検索

R7.4.1